

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護婦による訪問を行った場合算定可能 (300単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	+300単位	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
	(2) 30分未満 (448単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (787単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,080単位)										
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (288単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護婦による訪問を行った場合算定可能 (253単位)	×90/100	+50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 30分未満 (379単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (548単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (807単位)										

ハ 初回加算 (1月につき +300単位)
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	短期集中リハビリテーション実施加算	+200単位	リハビリテーションプログラム実施加算
	介護老人保健施設の場合							
	介護医療院の場合						1回につき +20単位	

ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位も加算)
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目